

松江市屋外広告物計画の概要について

「松江市屋外広告物計画」とは？

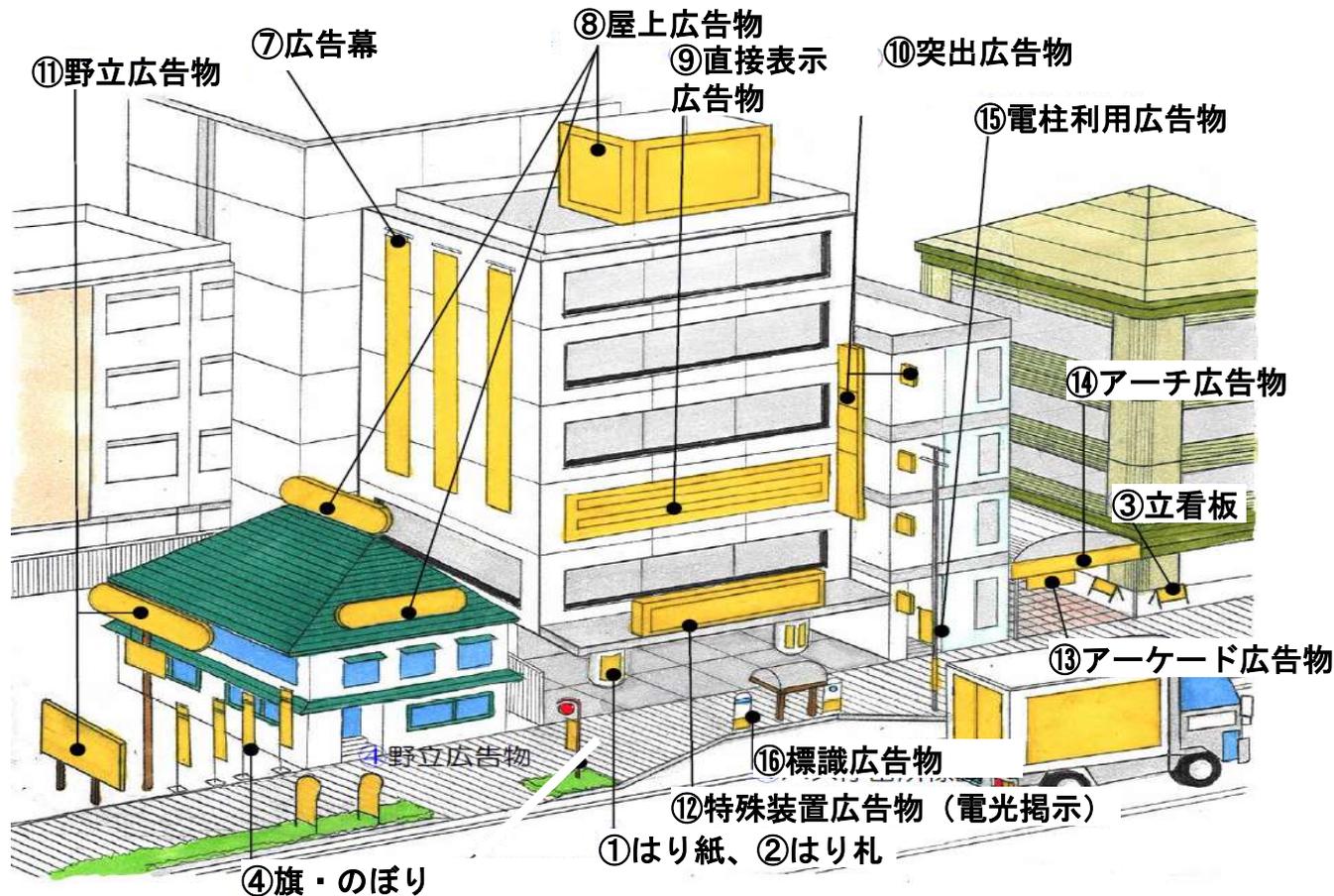
松江市の屋外広告物の基本的なあり方や具体的な規制・誘導方針を定める計画

- 屋外広告物は、経済活動や市民活動等において欠くことのできないものですが、無秩序に氾濫すると街並みや自然の景観を損なうこととなります。さらに、きちんと維持管理されなければ落下など危険性もあるため、適正な規制・誘導が必要のため、松江市では、屋外広告物条例を制定し、本計画により屋外広告物の表示・掲出や管理に関するルールを定めています。



屋外広告物とは

常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、おもな広告物の種類は以下のとおりです。営利、非営利問わず該当します。



地域区分と基準

景観特性に応じて地域を区分し、規制すべき屋外広告物の種類、形態などを細かく設定しています。

| 禁止地域 | |
|--|---|
| 掲出は原則禁止 | 隠岐大山国立公園 宍道湖北山県立自然公園 第1種低層住居専用地域等 |
| 許可地域 | |
| 主な基準（例） | |
| 屋上広告物・・・高さ：建物の高さの2/3以下 | |
| 直接表示広告物・・・1壁面20㎡以内かつ 壁面の1/2以内 | |
| 野立広告物・・・30㎡以内、高さ10M以下 | |
| 広告物活用区域 | |
| 地域活力ある街並み形成において広告物が重要な役割を果たしている区域 | |
| 松江駅周辺活用地区 国道9号沿線活用地区 | |
| 景観保全型 広告整備区域 | |
| 地域景観と調和し、良好な景観形成が特に重要な区域 | |
| ・伝統美観保存区域 ・宍道湖景観形成区域 ・北堀町景観形成区域 他5区域 | |

眺望保全区域

主な基準（例）

松江城天守から見える山の稜線や宍道湖の眺望を妨げない。周囲と調和した色彩を使用。

許可申請

屋外広告物を掲出する際には、原則**許可申請が必要**です。
許可申請する場合は、地域・区域ごとに決められた広告物形成基準に適合する必要があります。
また、許可後3年毎に広告物の安全点検を実施し、再度許可を受ける必要があります。

- 許可地域の場合、1敷地内合計10㎡以内であれば許可申請不要。